

## 台風第 19 号による被害に対する支援策一覧

---

支援策の詳細及び問合せ先等は各対策のチラシ等をご参照ください。

① 災害復旧貸付特別措置（日本政策金融公庫）

災害救助法が適用された 14 都県（静岡県含む）において直接被害を受けた事業所を対象とした災害復旧貸付の当初の 3 年間の利率を 0.9% 引下げ

② 中小企業災害対策資金（静岡県）

台風により直接的・間接的被害を受けた事業所を対象とした制度融資（直接被害に係る融資については保証料率が 0%）

③ 中小企業災害対策資金融資信用保証料補給（焼津市）

間接被害に係る運転資金について、静岡県の中小企業災害対策資金の融資を受けた事業に対して融資保証料の 50% を補給

④ 固定資産税減免（焼津市）

被災した償却資産等の固定資産税の一部軽減または免除

⑤ 地域企業再建支援事業費補助（静岡県）

被災した施設の修繕、機械設備の修理・購入等に係る経費に対する補助（補助率 3/4、上限額 75 百万円）

⑥ 被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風 19 号型」（中小企業庁）

被災小規模事業者の事業再建に向けた機械設備の購入等の費用に対する補助（補助率 2/3、上限額 100 万円、被災小規模事業者が商工会等の支援を受けて経営計画を作成）

※申請期限：令和 2 年 1 月 17 日（期限の 3 日前までに必ず会議所にご相談ください。）



2019年10月29日  
株式会社日本政策金融公庫

**令和元年台風第19号に伴う災害により被害を受けた  
中小企業者等の皆さんに対する特別措置について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和元年台風第19号による災害に伴う被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さんに対して、既に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しておりますが、10月29日付で、特に著しい被害を受けた都道府県に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さんに対して、特別措置(「災害復旧貸付」の利率引下げ)を開始しました。

日本公庫は、このたびの台風に伴う災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さんからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

**【特別措置の内容】**

対象者	令和元年台風第19号に伴う災害により被害を受けた岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の区域に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方
具体的な措置内容	<p>① 利率 <u>融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ</u></p> <p>② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあっては3千万円)</p>

(注)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、今般災害特例措置(貸付利率の引下げ)を追加実施します。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

**<参考:「災害復旧貸付」の内容>**

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利 率		基準利率
融資期間(うち据置期間)		10年以内(2年以内)(※2)

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

中小企業向け県制度融資

激甚災害保証  
取扱い開始

# 中小企業災害対策資金 (台風19号関係)

受付期間 令和元年10月16日～令和2年4月30日

令和元年台風19号で被災した事業者が  
復旧・復興資金として利用できます

## 資金用途の例

### 【直接被害】

- ✓ 台風により工場の一部が破損したので修理したい。
- ✓ 浸水により工場内の機械設備が水没したので買い替えたい。

### 【間接被害】

- ✓ 停電や断水により工場が稼働しないので当面の運転資金を確保したい。
- ✓ 仕入先の稼動停止により売上げが減少したので資金繰りの手当をしたい。

**融資限度額 5,000万円**

県の利子補給率

0.47%

(信用保証 必須)

**融資利率(固定金利)**  
年1.5%以内 又は 年1.6%以内

**【融資期間】**  
**最長10年間**  
(据置1年以内)

## 保証料補助制度

### ○直接被害を受けた事業者の信用保証料を軽減

普通保証	0.3～1.3%	→	0.15～0.6%
SN4号保証	0.6%	→	0.0%
激甚災害保証	0.6%	→	0.0%

OSN4号保証または激甚災害保証が利用可能な場合、普通保証で借りた当資金の信用保証料は借換によりゼロとします。

## 『中小企業災害対策資金』の概要

(令和元年11月1日現在)

区分	内 容	
融資対象者	県内において、6か月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（個人事業者・会社）、組合であって、令和元年台風19号により直接被害又は間接被害を受けたもの	
	直接被害	間接被害
	事業用建物、設備、備品、商品等に実被害を受けたもの	実被害以外（停電・断水等）の影響で1ヶ月間の売上が前年同月比で10%以上減少した又は減少する見込みのもの
融資限度額	5,000万円	
融資利率	普通保証(県内全域) 基準金利(金融機関) : 2.07% 利子補給率(県) : 0.47% 融資利率(申請者負担) : 1.6%	
	激甚災害保証(県内全域) 基準金利(金融機関) : 1.97% 利子補給率(県) : 0.47% 融資利率(申請者負担) : 1.5%	
	SN4号保証 (伊豆の国市、函南町) 基準金利(金融機関) : 1.97% 利子補給率(県) : 0.47% 融資利率(申請者負担) : 1.5%	
資金用途	直接被害	間接被害
	災害復興に必要な設備資金、運転資金	運転資金
利用保証及び保証料率(保証料補助後)	直接被害	間接被害
	普通保証 : 0.15~0.6%(県内全域) 激甚災害保証 : 0.0%(県内全域) SN4号保証 : 0.0%(伊豆の国市、函南町)	普通保証 : 0.3~1.3%(県内全域) SN4号保証 : 0.6%(伊豆の国市、函南町)
融資期間	10年以内(据置は1年以内)	
償還方法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還	
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる	
ホームページ	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-05.html">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-05.html</a>	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書(様式第1号)</li> <li>・ 被害状況等報告書</li> <li>・ 県信用保証協会で定める書類</li> <li>・ <u>直接被害の場合、被害状況を確認できる資料(写真又は公的機関が発行した罹災証明書、被災証明書等)</u></li> <li>・ <u>激甚災害保証の利用には、市町が発行する罹災証明書が必須</u> (台風19号に係るものであれば、10月に発行されている証明書も利用可能です)</li> <li>・ SN4号保証の利用には、市町が発行する認定書が必須</li> </ul>	

・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。

・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

### ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、  
静岡県中小企業団体中央会、(公財)静岡県産業振興財團
- ・静岡県経済産業部商工金融課(054-221-2513)



Shizuoka Prefecture

## 焼津市緊急経営対策特別資金等融資 信用保証料補給制度 (改正)

### ※ 部分が今回の改正箇所

市制度「焼津市緊急経営対策特別資金融資」または県制度「中小企業災害対策資金」を借り受けた者に対し、その信用保証料の一部を補給する制度です。

### (1) 制度概要

補 給 対 象 者	市制度「焼津市緊急経営対策特別資金融資」を借り受けた者。 県制度「中小企業災害対策資金」を借り受けた者。 ※借換資金は対象から除きます。
保 証 料 補 給 率	「焼津市緊急経営対策特別資金融資」を借り受けた者 …信用保証料の総額の 35%以内 「中小企業災害対策資金」を借り受けた者 …信用保証料の総額の 50%以内
申 入 期 限	信用保証料の1回目を支払った日の属する年度の末日まで (2020 年3月 31 日)
申 入 先	焼津市商業・産業政策課

### (2) 必要書類

- ①焼津市緊急経営対策特別資金等融資信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）
- ②信用保証書の写し
- ③保証料送金通知書の写し
- ④請求書（第3号様式）

## 台風 19 号により被災した償却資産に係る固定資産税の減免について

台風 19 号により浸水等の被害を受けられた事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このたび被災された償却資産（機械、設備等）について、損害の程度により、固定資産税が減免される場合があります。該当される場合は、以下のとおりお手続きをお願いいたします。

なお、減免の決定前に 3 期分の納期限が到来する場合は、一旦、既通知分の税額を納付してください。減免額決定後に、4 期分の納付額等で調整させていただきます。

### 1. 対象者 次の①・②の条件を満たす固定資産税の納税義務者

- ①平成 31 年度に、償却資産分の固定資産税が課税されている人
- ②台風 19 号により、所有する償却資産に損害が生じた人

### 2. 対象となる固定資産税

償却資産に係る平成 31 年度固定資産税のうち、災害発生日の翌日（令和元年 10 月 13 日）以降に納期限が到来するもの（被災資産相当分に限る。）

### 3. 減免申請の流れ (裏面の図を参考にしてください)

<p>(1) 事前相談</p> <p>できるだけ、 12月 27 日までに ご相談ください</p>	<p>以下の書類を、課税課償却資産・諸税担当へ提出してください。</p> <p><b>①損害を受けた資産の明細書</b> (別紙の書式を参照。) (個々の資産の名称、取得価額、取得年月、修理/除却の区分、修理費用、保険加入の有無、保険金等の金額 の項目をすべて記載したもの。 すべての内容が記載されていれば、形式は問いません。)</p> <p><b>②資産の修理・買替えに要する費用がわかるもの</b> (修理等の見積書・領収書などの写し)</p> <p><b>③償却資産の被害状況がわかる写真など</b></p> <p><b>④保険に加入している場合、支給される保険金の額がわかるもの</b> (支給決定通知などの写し)</p> <p>※ 保険金が複数の資産分についてまとめて支給される場合（個々の資産ごとの支給額がわからない場合）は、各資産の修理費用・買替え費用によって按分してください。</p> <p>※ 保険金の決定・支給が完了していない場合は、先にそれ以外の書類を提出してください。</p> <p>※ 必要に応じて、直接、現場確認をさせていただく場合があります。</p>
<p>(2) 減免額の仮算定 ～結果の連絡</p>	<p>市担当者が減免額の仮算定を行い、減免の該当／非該当を電話等でお知らせします。</p> <p><b>【該当の場合】</b> <u>減免申請書を提出してください。</u></p> <p><b>【非該当の場合】</b> その後の手続きはありません。</p> <p>※非該当とご承知の上で減免申請書を提出することは可能ですが、その場合は、非該当の旨を書面で通知します。</p>
<p>(3) 減免申請書の提出</p>	<p>事前相談の内容で減免に「該当」となった場合は、<u>減免申請書</u>を提出してください。申請書の様式については、(2)の連絡の際にご案内します。</p> <p><b>【最終期限】</b> 令和 2 年 1 月 28 日(火)</p>

#### 4. 減免額の算定方法

軽減される税額は、資産ごとの「損害の程度」と「軽減の割合」によって算定します。

$$\text{①損害の程度} = \frac{\langle \text{修理に要した費用} \rangle - \langle \text{保険金等により補填された額} \rangle}{\langle \text{当該償却資産の平成31年度評価額} \rangle} \times 100$$

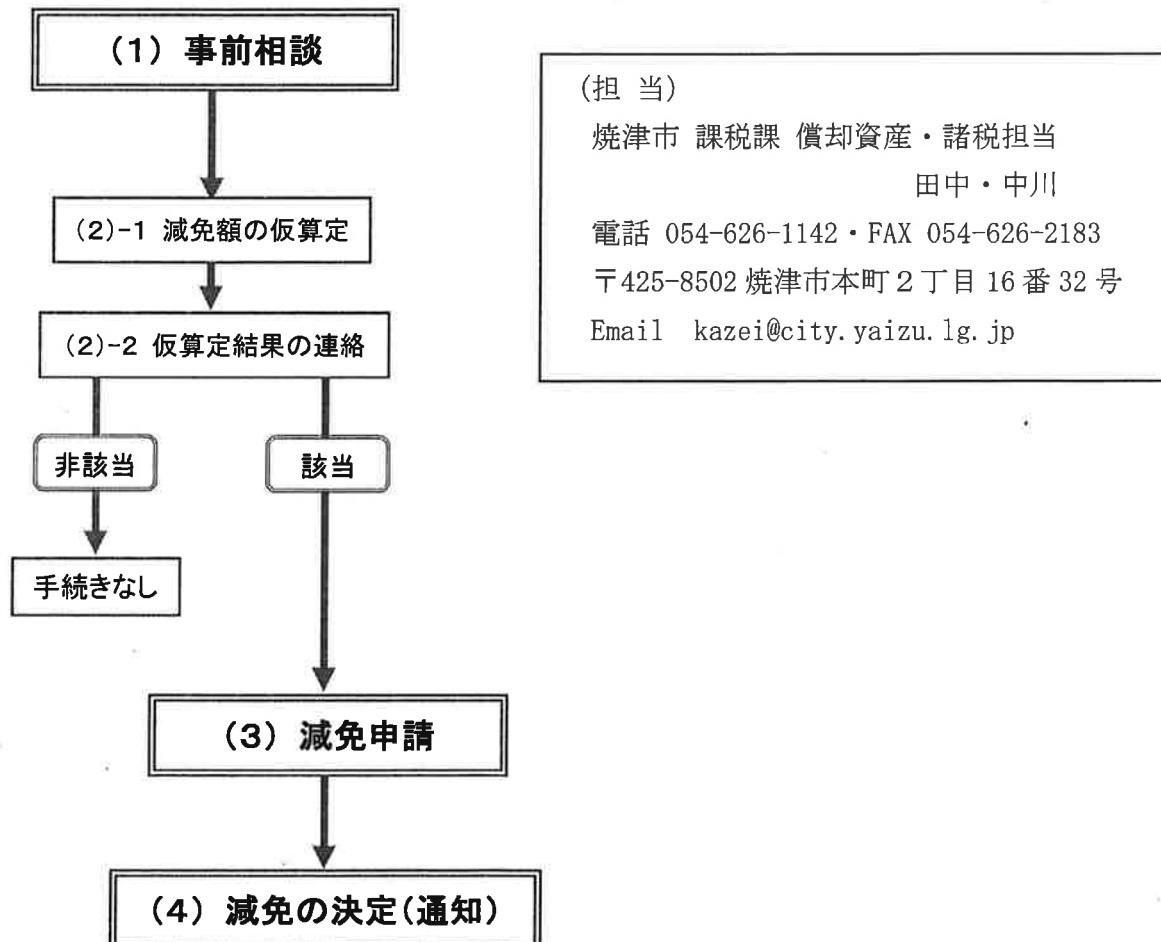
#### ②軽減の割合

①で算定した損害の割合により、下の表から求めます。

損害の程度	減免の割合
$\frac{20}{100}$ 未満	減免 非該当
$\frac{20}{100}$ 以上 $\frac{40}{100}$ 未満	$\frac{40}{100}$ 以内
$\frac{40}{100}$ 以上 $\frac{60}{100}$ 未満	$\frac{60}{100}$ 以内
$\frac{60}{100}$ 以上	$\frac{80}{100}$ 以内
復旧不能又は使用不能	免除

「課税標準額」に「②軽減の割合」と「税率 1.4%」を乗じた金額のうち、3期及び4期分に相当する金額が軽減されます。(3期及び4期分の減免前の税額が上限となります。)

#### 減免申請の流れ



## 令和元年台風第19号の被害を受けた中小企業者等への補助

静岡県では、令和元年度台風第19号により被害を受けた静岡県内の中小企業者等の事業の再建を支援するため、施設等の復旧に要する経費の一部を助成します。  
概要等は以下のとおりです。（静岡県商工振興課のホームページ参照）

### 地域企業再建支援事業費補助金の概要

区分	概要																			
対象者	・中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">以下のいずれかを満たすこと</th> </tr> <tr> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr> <tr> <td>② 卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>③ サービス業</td><td>50百万円以下</td><td>100人以下</td></tr> <tr> <td>④ 小売業</td><td>50百万円以下</td><td>50人以下</td></tr> </tbody> </table>			業種	以下のいずれかを満たすこと		資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	② 卸売業	1億円以下	100人以下	③ サービス業	50百万円以下	100人以下	④ 小売業	50百万円以下	50人以下
業種	以下のいずれかを満たすこと																			
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数																		
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下																		
② 卸売業	1億円以下	100人以下																		
③ サービス業	50百万円以下	100人以下																		
④ 小売業	50百万円以下	50人以下																		
※ 以下のものは除く 社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、 学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合等）、みなし大企業等																				
・施設の修繕、機械設備の修理・購入等 ※ 保険金などによる補償を受けた額は控除する ※ 対象経費の合計額が1.5百万円以上の場合に申請可能 ※ 被災した日から令和2年2月28日（金曜日）までに支払いを完了したもの（これを超える場合は要相談）																				
補助率	3/4以内																			
上限額	75百万円																			
受付期間	事前相談	・令和元年12月23日（月）から令和2年2月14日（金） ※申請前に必ず事前相談を行ってください（要予約） 制度の説明、申請書原稿の確認を行います 申請書手引き5ページ（県のホームページに掲載）を参照し、可能な限り下書きを持参してください																		
	書類申請	・令和2年2月上旬（調整中）から令和2年2月28日（金）																		
問合せ	静岡県経済産業部商工振興課（県庁東館7階）054-221-2511																			

## 中小企業向け支援制度説明会の開催

静岡県では、台風第19号により被災された事業者を対象に、中小企業向け支援制度の説明会を開催します。中部地区での説明会は下記のとおりです。

### 記

日 時：令和2年1月10日（金）午後1時30分から午後3時

会 場：静岡県庁西館4階第1会議室AB

静岡市葵区追手町9番6号

※ 駐車場には限りがありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

内 容：台風第19号に係る国の支援制度（関東経済産業局）

地域企業再建支援事業費補助金（静岡県）

問合せ先：静岡県経済産業部 商工業局 商工振興課

①補助制度の申請、事前相談に関するこ

電話番号：054-221-2511

※年末年始（12月28日から1月5日まで）と土、日、祝日を除く  
午前9時から午後5時まで

②説明会に関するこ

電話番号：054-221-3648

※説明会は申し込みの必要はありません。

静岡県公式ホームページ：

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-510/taihuu19/20191211.html>

## 台風19号で被害を受けた小規模事業者の皆様へ

台風19号による被害を受けた“小規模事業者”の皆様を、  
**「上限100万円の補助金」  
 が応援します!!**

台風19号により、被害を受けた被災地域の小規模事業者の皆様を対象とした、上限100万円の補助金制度があるのをご存知ですか？ 厳しい環境下での事業再建にお役立てください。主なポイントをご紹介します。手続きに関して裏面の事業概要をご覧ください。また詳しくは、裏面に記載の被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」事務局の特設ウェブサイトより「公募要領」をご確認ください。

### 誰が受けられますか

**岩手県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県**の被災地域に所在する、台風19号により被害を受けた小規模事業者様が対象です。

上記の対象者が、早期に新たな経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する「事業再建の取組み」について申請する必要があります。

※申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

### 補助金はいくらまでですか

補助金の上限は100万円まで、被災された小規模事業者様が、事業再建に取り組むための資金として、諸条件を満たし審査に通れば交付されます。補助率は2/3となります。

※経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓等の実施については、商工会・商工会議所の指導・助言を受けられます。

※詳細は、当事務局の公募要領をご参照ください。

### どんな取組みが対象になりますか

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する、事業再建のための事業が対象です。

補助金交付決定日から遡って2019年10月10日以降に発生した費用についても、補助対象経費に計上可能です。

※当該費用による取組みが、補助事業計画に盛り込まれていることが必要です。

#### 《対象となる取組みの一例》

- 店舗再建までの売上確保・常連客維持のために移動販売車によるケータリングを開始。
- 仮設事業所でも商品製造および販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。
- 営業再開とさらなる顧客獲得に向けて、店舗スペースの土砂撤去やバリアフリー化改修を実施。

本補助金の支援対象は、事業再建の取組みであり、事業再建とは関係のない復旧、買い替えに対する補助ではありません。  
 (損害等の被害を受けた事業用の資産の取替え・買替え等は対象となります)

#### お問合せ先

**全国商工会連合会**

**03-6268-0088**

#### (申請書類の提出先)

**被災小規模事業者再建事業「持続化補助金台風19号型」事務局**  
 〒106-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19階  
 「9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)」  
 ※お問い合わせの際には「台風19号型」とお伝えください。

**URL:**<http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

# 「小規模事業者持続化補助金」制度の概要

## 補助金の対象者

令和元年台風19号による被害を受けた被災地域に所在する、同台風による直接的な被害を受けた小規模事業者。  
※補助金を受けるには、被害を証明する公的書類の提出が必要です。

小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

・商業／サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
・サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
・製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

## 対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する事業再建のための事業

## 補助対象経費

機械装置等費…(例)新商品等を陳列するための陳列棚や什器等の備品の購入  
広報費…(例)商品サービスを訴求するためのチラシ、冊子、パンフレット、ポスター等の制作  
展示会等出展費…(例)国内及び海外での商品PRイベントの実施  
開発費…(例)新規ネット販売・予約システム等の導入  
資料購入費…(例)新商品サービスの開発にあたって必要な図書の購入  
車両購入費…(例)事業再建の取組みのための車両の購入  
設備処分費…(例)販売のスペース増床のため所有する死蔵の設備機器の処分  
専門家謝金・専門家旅費…(例)プランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言  
その他 旅費、雑役務費、借料、委託費、外注費



## 補助率・補助額

補助率／補助対象経費の2/3以内

補助額／上限100万円

※複数の事業者が連携する場合には、上限は1,000万円～2,000万円

手続きの流れ  
申請から補助金受領までの  
基本的な場合

- ①地方自治体から「被害を受けた事業者」であることを証明する書類を取得
- ②経営計画書の作成【商工会・商工会議所の指導・助言を受けることができます】
- ③地域の商工会・商工会議所の補助事業者の要件を満たしているか等の確認を受けるとともに、  
支援機関確認書の作成・交付を依頼※
- ④送付締切までに全国商工会連合会(補助金事務局)へ申請書類一式を送付
- ⑤全国商工会連合会による審査、採択・不採択の決定
- ⑥(以下、採択の場合)事業再建の取組み実施【商工会・商工会議所の指導・助言を受けることができます】
- ⑦所定の期限までに実績報告書等の提出
- ⑧全国商工会連合会による報告書等の確認
- ⑨報告書等の不足、不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領(精算払い)

※本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会・商工会議所への相談や  
「支援機関確認書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

## 手続きの期限等

申請受付	全国商工会連合会(補助金事務局)への 申請書類一式の送付締切(上記④)	採択結果公表 (予定)	補助事業の実施期限
2019年 12/17(火)	2020年 1/17(金)	2020年 2月中旬頃	2019年 10/10(木) → 2020年 2/25(火)

詳細は特設Webサイトの  
公募要領をご覧ください。

<http://www.shokokai.or.jp/saiken/>